

春日井市消費活動見守り推進員設置要綱

(設置)

第1条 市は、生活に関する諸問題について、消費者基本法（昭和43年法律第78号）第2条の基本理念に基づき、消費者の権利が守られていることを監視するとともに、市民の意見、苦情、要望等を調査及び把握し、消費者のための行政を推進するため、春日井市消費活動見守り推進員（以下「推進員」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進員は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 市が実施する消費者行政の内容の周知及び地域における消費生活講座の講師としての活動
- (2) 市が実施する消費者アンケート及び消費生活に関する調査
- (3) 消費生活に関する意見、苦情、要望等の聴取及びこれらに対する情報の提供
- (4) 地域の消費者活動の指導

(推進員)

第3条 推進員は、15名以内とし、市内に住所を有する20歳以上の者のうちから推薦又は一般公募のいずれかの方法により選考し、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 推進員の任期は、2年とする。

2 推進員が欠けた場合における補欠推進員任期は、前任者の残任期間とする。

(推進員証)

第5条 第3条の規定により推進員を委嘱する場合には、推進員証（別記様式）を交付する。

2 推進員は、第2条の業務を行う場合においては、推進員証を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(服務)

第6条 推進員は、その職務の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

2 推進員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(解嘱事項)

第7条 市長は、推進員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該推進員を解嘱することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 推進員としてふさわしくない行為があったとき。

(報償)

第8条 推進員は、無償とする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

2 春日井市消費生活モニター設置要綱（昭和49年9月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。